奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県条例第七十二号

奈良県税条例の一部を改正する条例

(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)  $\mathcal{O}$ 部を次  $\mathcal{O}$ よう に改正す

改め、 わせて」を「併せて」 を「により」に、 同条第三項中 条 0 四第二項 「によつて」を 「においては」を「には」 に改め、 中 「によ 同条第四項中「 9 7 「により」に、 を に に改める。 の者」を より Ĺ に、 にお 「に掲げる者」 11 に ては」を お VI 7 は 「には」 に、 を に、 に

第三十条の十第一項中「当該」を「同表の」に改める。

に規定するガ の下に「 ス導管事業及び 項の 第三十二条第一項中 を加える。 第四十七 義務を負う者に限る。 **(**ガ 号) ス製造事業者及び電気事業法等 ス事業法 同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のも 附則第二十二条第一 「によつて」を「により」に改め、 (昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガ  $\smile$ 以外の 者が行うも 項に規定する旧一般ガ  $\dot{O}$ \_ のを除っ 部を改正する等 同 以下 スみなしガス小売事業者 項第二号中 の法律  $\mathcal{O}$ この節におい のうち、 「ガ (平成二十七年 同条第十項 ス供給業」 て 同じ。

に改め、 に は」に、 同条第三項中 「及び第三十七条の十六の三第一項」を「及び第三項」に、 第三十七条の 「不動 に改め、 に 産 同条第四項中 「ときに かる。 取得税において」を加え、 同条第二項中 「。第三十七条の十六の三第一項」を「。 几 限 第 ŋ 項 「場合又は」を 中 を「ときに限 「にあつて 一戸に つき千二百万円」 り、 は」を「には」に、 「とき、 「につき千二百万円) \_ に改め、 又は」 に、 を 同条第七項中 第三十七条の十三第三項」に、 \_ 「場合に 「前項」を \_ 戸 「につき」を を に改  $\supset$ おいては」を「とき 第一 につ め、  $\neg$ 前項」に 11 「について」 て千二百万  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 四第二項」 第三十七条の十三第 に、 戸 に 0 0 て 項 て 单 に を お 戸 いて  $\supset$ に、 は に 0 を 1 て 同条第二項」 に に改め は に、 同 を 項第三号中 施  $\mathcal{O}$ 行 項及 令第 CK 次 三十九条の二 「に係る」 項 を

二項」 次 には に改 に、 を「ときに限り、 ら第三項まで」 0  $\mathcal{O}$ 第三項及 用 一項を加える を に 供 同項を同条第七 「から第三項まで」 いする」  $\mathcal{O}$ 「前二項」 び に を 第 改め、 に 几 「場合に に改め、 [項 改 を め 項とし、 同項を同条第八 「前三項」 おける」 同条第二 第四 に、 同項を同条第五項と 項 同条第五項を同条第六項 「場合にお に改め、 に、 及び 項 单 項と 第五 に 「そ VI 項 お 同  $\mathcal{O}$ ては」 項を同条第四項とし、 他 い 同項 に、 ては」 同条第六項 反び を 同条第三項中 を ほ 「ときは」 とし、 第二 か、 に 中 項 は 第 第 同条第 に、 兀 項 を に に [項] 改 同条第二項の  $\bigcirc$ 「そ め、 お 匹 1 項 を ときに限 を  $\mathcal{O}$ ては」 单 他 同 第五 ほ 条  $\mathcal{O}$ 「 及 び 同 第 カ 次に り 項 Ł カン

- を超え 住宅以 額に当該土地の 税標準となるべき価格を当該土地 知 事 産取得税に 外の は、 る場合に 9 て得た 1 てその もの 次の 各号の 上に つい 金 は を 額) 床 11 二百とす う。 面積 ある耐震基準 ては、 に 11 以下この 税率を乗じ の二倍 ず 当該 n る。 か 税額  $\mathcal{O}$ 条か 面積 不適合既存住宅 該当する場合に を乗じ か  $\mathcal{O}$ て得た額 の平方 ら第三十七条の ら百五十万 面積の平方 て得 を減 メ た 金額 トル 円 は、 額するも メ (既存住宅のうち (当該土地 十六 当該 で表 が 百 ル の三ま で表 五. 土  $\mathcal{O}$ た数値 とす 十万 地 に係 し  $\mathcal{O}$ 円 で た数値で 取 る不 12 を 耐 得 (当該 超え お 震基準適合既存 動 対 11 ると 除 産 数 7 同 取得 値 て て得た が二百 す  $\mathcal{O}$
- 震基準不 -七条の 地 を -適合既 十六 取 得 の三第 した者が当該 存住宅を取 項の 規定に 得した場合 土地を取得 該当する場合に限る。 した日 (当該 耐 か 震基準 ら 一 年 礻 以 適合既 内 [に当該 存住宅 土 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 取得 上 12 が あ 第三 る耐
- 震基準 第三十七 土地を取得 干不適合 条の した者が 十六 既存住宅を取得し の三第一 当該 土地を取得 項の 規定に該当する場合に限る。 て 11 た場合 した日 前 (当該耐震基準不適合既 年  $\mathcal{O}$ 期間 内 に 当 該 土 存住 地  $\mathcal{O}$ 宅  $\mathcal{O}$ に あ る

改め、 つて 第三十七条の 土地の は 該当することとな 取得 上 年 内 あ  $\mathcal{O}$ 内 十四四 を加 日 る耐震基準不適合既存住宅 第一項中 か  $\mathcal{O}$ 下に える。 った 5 一年六月以 日  $\overline{\ \ }$ 前 「又は第二項第一号」を「、 12 同条第三項第一号の規定 行 內 わ n たも 同項第二号  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 取得が に限 る。 O規定 第三十七条 0 の適用 に 適用を受ける土地 第二項第一号 あ 0 水の十六 を受け 7 は 当 る土地 の三第 該 文 は 土 地 第  $\mathcal{O}$ 取  $\mathcal{O}$ \_  $\mathcal{O}$ 取得 得 項 項  $\mathcal{O}$ 

条の 五. 中 に ょ 0 て を に ょ り  $\stackrel{\frown}{}$ に、 に お 11 7 は を 12 は 12 改

同条第 る 一号及び第二号中 「又は第二項第一号」 を 第二項第一号又は第三項」 に 改 8

改 に改め め、 同条第二項中 七 条  $\mathcal{O}$ + 六 第 「第三十 \_\_ 項 中 七 条の 又 は 第二項 十三第五項各号」 第 \_\_ 号 を を 「第三十七条の十三第六項各号 第 項 第 \_\_ 号 又 は 第 項 12

に 第三十七条の 改め 十六 の二第五 項 单 「又は第二項第 \_\_\_ 号」 を 第二項 第 号 文は 第三項

を V) 第三十七条 以下こ  $\mathcal{O}$  $\bar{O}$ 十六 項におい  $\mathcal{O}$ 三第 て同じ。 <del>---</del> 項 单  $\neg$ 既 \_ を削る 存住宅の É 耐 震基 準 適合 既 存 住 宅以  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ 

特例 に、 る。 日 適用 |則第七条の三の三第一項中「平成三十年三月三十| 土地 「平成三十二年三月三十一日」 に改め、 住宅が の取得の 新築されることが困難で 同条第二項中「同項第一号」を E を 「同日」 に、 に、 ある場合とし 「当該取得の日 「同号」を「第三十 「同項」に、 て 日 から三年以内に同項に規定する を を 七条の十三第一 「同号に規定する」 「平成三十年三月三十 「平成三十二年三月 項第一号」 に改 日 8

に 改 附 ]則第七 8 条  $\bigcirc$ 三  $\mathcal{O}$ 兀 中 「平成三十年三月三十 日 を 「平成三十二年三月三十 \_\_\_ 日

12 おい 附 則第七 、 て \_ を 条の三の 加 え 五 中 に つき千二百 万円」 を 削 Ŋ 以 下  $\mathcal{O}$ 下 に 示 動 産 取 得 税

項」を「、 に 附則第七 改 め、 条の 第五項若し 同条第二項 几 第 項 中 くは第八項」 单 「若しくは第二項」を 「平成三十年三月三十 に改める。 「から第三項まで」 <del>---</del> 且 を 「平成三十三年三月三十 に、 「若しくは 第五 日

六月 地の 当該 当することとなつた日前に行われたも 年 則第八 に、 改め 以内」 上に 取得の 以内 あ £ を加え、 同 る耐震基準不適合既存住宅の取得が第三十七条の十六の三第一 日 条第三項中 の下に  $\mathcal{O}$ 条第四 か に ら一年六月以内、 0 項 い 一、 「第三十七条の十三第五項各号」 て 中 「又は第二項第一号」を 同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地 を  $\mathcal{O}$  $\overline{\xi}$ 項及び  $\mathcal{O}$ 同項第二号の規定 次項」 に改め  $\mathcal{O}$ に限る。 を 同条第五項中 [ ] 乛 )にあ  $\mathcal{O}$ 第二項第 の適用を受ける土地 条 を つては当該 「第三十七条 に、 <del>---</del> 「第三十七 号又は 戸に 土地 0 第三  $\mathcal{O}$ 取得に 条 十三第六項各号  $\bar{\mathcal{O}}$  $\bar{\mathcal{O}}$ 0 取得 項の 取得 項 V  $\mathcal{O}$ て 四第 規定 の日 12 あ (当該土 0 改 項に に該 ては カコ 5

同条に 年六 宅性 第八 規定する」 条第六項各号」と」 第三十七 準不適合既存 日前に行 「当該土地」 マスは 月以内、 項に 同条第三項第 次 向 第二項 の三項を加える 条の十三第五項各号」 わ 上 お 改 を れ 11 たも 住宅 修工 削 を「土地」 同 て 項第二号の 第 り、 「住宅性能 事を」 一号の  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 号」 0) に限る。 取得が第三十七条の十六 附 下に に、 規定の に改 則第九 を 規定の 向上改 乛 一、 め、 を にあ 当該改修工事 適用を受ける土地 条の三第 第二項第一 土地」 修 適用を受け 「第三十七条 この 工事」 つては当該土地 とあ 項」 号 項で定めるも と の三第 る土地 る 対象住宅」 又は第三項」  $\mathcal{O}$ 11 う。  $\mathcal{O}$ 下 の十三第六項各号」 は  $\mathcal{O}$ に 取得  $\mathcal{O}$ \_  $\mathcal{O}$ 「改修工事対象住宅」 取得 及び第 項 取得 を「改修工事 を  $\mathcal{O}$ 12  $\mathcal{O}$ に改め 加え、  $\mathcal{O}$ 規定に該当することとな あ (当該 八 の下 日から六 9 て 項 は当該 土 に を加え、 地 に 改修工事  $\neg$ 対象住 改め 月  $\mathcal{O}$ 。 以 下 以内」 上 取 年 کے 一にあ 得 以 宅」 内 を 同  $\mathcal{O}$ を加 を  $\mathcal{O}$ る 条 日 に、 加え、 耐震 則 第 項 カン  $\mathcal{O}$ を 第八 七 及 下 ら 住 基 CK 項

- 8 を乗じ 税標準 限 用地 は、 いう。 る。 倍 は、 譲 11 住 工事を行 産 宅地  $\mathcal{O}$ て り、 宅とともに 取得 当該 を取 居 面 を乗じ 改修 当該 住 とな 建物 て得 積 税に 当該 を取  $\hat{\mathcal{O}}$ 宅 得  $\mathcal{O}$ 定 0 平方 用に るべ た 工事 税 地 住 た 取引業者が改修工事対象住宅 後、 額 7 宅 た 得 取 額 建 個 9 得た 供 き価 性 得 を減 メ 日 対象住宅用地の か 11 物 人 した場合に 能 当該 が当該特定住宅性能向 す 5 7 取引業者による当該改修工事 か っるため ら二年 たも 領す 金額 は、 格を当該 百五十万円 向 ル 上改修住宅」 住宅性能 当該 Ź が で表した数 のに限る。 百五 以 に独立的 お ŧ 內  $\mathcal{O}$ 土 取 1 とする。 一十万円を超えるときは 上に 得が平成三十 地 に て、 向上改修住宅で施行令 (当該改修  $\mathcal{O}$ 当該 値 に ある改修工事 لح 当該宅地建物 以下 面 区画され 積 11 (当該 上改修 う。 の平方 改修  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 工事 の条に 敷 工事 数 地 \_\_ 対象住 値 た 年三月三十 住 メ 対象住宅用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 宝をそ 取 対 敷 お が \_ 対象住宅に 用 に供 象 地 引業者が  $\mathcal{O}$ 1 11 一百を超える場合に 部分) 住宅 で定め ル 宅用地に  $\mathcal{O}$ 7 いする土 当該 で表し  $\mathcal{O}$ 用 「改修工事 地 者 12 \_ <del>--</del> 乗じ に 戸 日 供  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 9 た数値 取得 居 当 地 係 ま す t い 9 **(**共 て得た でに行 *\*\ 住 て住宅 該 る る  $\mathcal{O}$ (当該 てそ 同 対 不 に 土 改  $\mathcal{O}$ 以 住 で 動 対 用 地 修 象 金 性能 住宅 宅等 産 下こ 工事 改 は  $\mathcal{O}$ 除 を わ 額 取 供 個 修 床 れ て 二百とす に て得 得 対 工 課 向 用 面 たときに L  $\mathcal{O}$ 人 たと 税 す 12 項 上 事 に 積 あ 象 地 税 る 対 改 住 対 9 た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 課 額 修 لح 象 て
- 9 に 項 足る書  $\mathcal{O}$ ■類を<  $\mathcal{O}$ 申 一請をす 付 る者は 7 知事 提出 次に 撂 な げ け る n 事 ば 項を な 記 5 載 な た 申 請 書 に そ  $\mathcal{O}$ 由 を 明

- 名称 住所又は 改 修工 T 所 事対象住宅用地を取得 個 在 人 番 地 号又は 及 T 氏 名 法 又は 人番号 称 した宅地建物取引業者 個 人番号 文は 法 人番号を有  $\mathcal{O}$ 住 所 文は な 所 11 在 者 地、 あ 氏 9 て 名又は
- 二 改修工事対象住宅用地の所在、地番、地目及び地
- 三 改修工事対象住宅用地の取得年月日
- 四 譲渡の相手方の住所及び氏名
- 五 その他知事が必要と認める事項
- 10 第 たも 宅の 第二 号の 第二項中 得の 定の適用を受け 号又は第三項」 三項」とある 用を受ける土地 徴収猶予及びその取消し 改修工事対 項各号に」 土地」 る 一号及び 第三十七条の 取引業者によ 5 号の  $\tilde{\mathcal{O}}$ 取得 規定の適用 この場合に 日  $\mathcal{O}$ は か ら二年 とあ とある 限 が 規 「附則第八条第八項」と、 「第三十七 定の 第三十 象住宅用 第二号中 る。 る  $\tilde{O}$ のは 以内」 る土地 おい る改修工事対象住宅用 は のは とあるの 適用を受ける土地 を受ける土地 十四から第三十七条 の取得にあ 「土地」とあるの に 七 「附則第八条第八項」 地」と、 て、 あ 条 「改修工 条の十三第六項各号」 「第三十七条の十三第一 「同項」 と、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 十六の三第一 並びに当該不動産取得税に係る徴収金 ては当該 取得にあ は 第三十七条の つては当該取得の 「附則第八条第八項」と、 土地 と、 事対象住宅用地」  $\mathcal{O}$ 「第三十七条の 取得にあ に 土地 は  $\mathcal{O}$ つては当該取得の日 同条第二項中 第三十七条の十六第一項中 取得  $\mathcal{O}$ 「改修工事対象住宅用地」 とある 項 地の  $\mathcal{O}$ 十四第一項中 十六まで と、 取得  $\mathcal{O}$ つて (当該 とあるの 規定に該当す 取得に対 十三第一項第一号、 項第一号、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は当該取得 日から二年以内、 「これら」 と読み替えるも 土地 「次に」 は の規定は、 日 から六月以内」 「改修 は  $\mathcal{O}$ L 「前条第一 上に か て課する  $\neg$ とある 同条第 附則第八条第九項 第二項第一号又は第三項 とあるの ることとな  $\mathcal{O}$ 5 工事対象住宅用 あ 日 一年 第 から一 八項 る と、 以内、  $\tilde{O}$ 耐震基準 項第一号、 不動産取得税 のとする \_ 同条第二項第 の還付に 「土地」とあるの とあ は は 第二項第一号又 項第一号の規定 の規定による宅地 年六 第三十七条の つた 「附則第 同 る 同条第三項第 項 地に 月 日前 不  $\mathcal{O}$ 9 各号」 -適合既 第二項 は 以 1 て準 八条第 に行 一号 の税 「当該 同条 は は 十五. 存住 同  $\mathcal{O}$ 第 額 わ 0 用 第 項 適 九 取 規 す  $\mathcal{O}$

第三項に 12 第 改 お 8 11 条の二第 7 同 同 条第二項 項中 を加 中 え、 に 「又は第二項」 によって」 平 成 三十年三月三十 を 「により を から に改め 第三項ま 日 を いで及び 平 成三十三 を 前 11 Ž 条第 年三月三十 八  $\mathcal{O}$ 項 下に に改 \_\_

て のう 決定した価格 め ち附 11 日 不 う。 第八 産 「平成 \_  $\mathcal{O}$ 取得 を加え、 うち」 条の二第 に 三十三年三月三十 税  $\mathcal{O}$ に改める 課税標準となるべき」 中 「決定し 項に規定する宅地評 第 た価格 項 日 規定する  $\mathcal{O}$ に、 うち を削 :価土地」 附則  $\neg$ を 12 り、 第八 あ 中 9 同条第三項 E 条  $\mathcal{O}$ て の二第 下 は 12 に を 改 8 中 <del>---</del> に 以 項に 「平成三十 下 は 規定す 登録 宅 に、 さ 地 Ź れ 年三月三 評 に た 格 0

改め 附則第 ]則第 条の 条の六第二項から第八項まで 六 の二中 「平成三十年三月三十  $\mathcal{O}$ 規定 中 日 「第十一 を 平成三十 項 を 第 一年 十三 九月三十日」 項 に 改  $\emptyset$ る

もの 加え、 安上又は 安定性制 以上に」 同号 動制 から第十 る保安基 に適用されるべ  $\hat{\mathcal{O}}$ て  $\mathcal{O}$ 同条」 装置 項か ]則第 を ず 「バ 御装置」 車 同 年 に 「第三号」 に 公害防 項 て定め  $\mathcal{O}$ ŧ 一項まで 御装置に 両安定性 ス等」と 5 八 (以下この 改め、 第四 条の 11 月 第十二項まで」 に、 とい 又は ず を 止 きも を 六 号とし、 n 5 衝 その う。 に |制御装置に係る保安上若しく 係る保安基準」 11 バ を  $\mathcal{O}$ 同号を同項第三号とし、  $\mathcal{O}$ れ 「又は か 「及び同条」 条にお 三第九 三以 降 ス 突被害軽減 お う。 た車 1  $\mathcal{O}$ 「第四号」 ずれ 他 に い とし (施行規則で定める **-**線逸脱 適用さ 同 \_ 上に て  $\mathcal{O}$ 同 にも 環境保全上 て定め 項第二号中 条 いて に、 項中 の 下 「衝突被害軽減制 を  $\mathcal{O}$ を に「又 に改め 「バ 警報装置に係 に れ 制 規定によ 「車線逸脱警報装置」 が近 「装置 を「第十二項までにお を 改 る 動 5 乛 ス 等」 8 ベ 制 れた車線逸脱警報装置に係る保安基準 「又は同条 きも 御  $\mathcal{O}$ は車線から に衝突」 同条」に、 第十 (以下こ 装置 同号 技術基準で施行規則 り平成二十七 同項第三号中 に、 同項第一  $\mathcal{O}$ ŧ 動制 を同 に係  $\mathcal{O}$ <u>.</u> る保安基 を は」に、 項 に限  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 「車両安定性制 項 て定め 項か る保安基準 御装置に係 規定により平 の逸脱に対する安全性の 第一 号中 る。 を 衝突被害軽 年八月 という。 準 衝突」 ら第十 及 「第十三項 一号と  $\mathcal{O}$ 5 11 「第十一項まで 「乗用車 n て い び (第 十 同条」 文は た る保 で定 ず 「車両 重 減 御 成 ħ 改め 項 日以降に適用さ 安基 二十 線 同 8 制 同号 装置に係  $\mathcal{O}$ ま か二以上 (施行規則で定め 安定性 項及び に、 逸 条 る 動 を い で 準 ずれ 脱 制 七  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ t 乛 規 前 警 御 に 年 衝 を  $\mathcal{O}$ 及 報装置 定に 装置に係る 同条」に、 制 お 第十二項 八月 か二以 向上を図る  $\mathcal{O}$ 突被害軽減 る保安上 (以下こ 御装置 CK 装 次 1 1 ょ ず 日 同 12 て れ 置  $\mathcal{O}$ Ŀ 条 るべ り 改 以 車 又 以降  $\mathcal{O}$ は を 項 係 制

加える。

う。 規則で 条の され 二項まで 施 防止その つて 車線逸脱 行 車 規定 る 両 道路 総 定めるもの ベ 則で定め  $\mathcal{O}$ 重量が きも 1 警報装置に係る保安上又は公害防止そ に 運送車 ず ょ お  $\mathcal{O}$ り平成二十七年八 環境保全上の れにも適合するも V  $\mathcal{O}$ 7 لح るも 五  $\vdash$ L 両法 「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基 (以下この条に 7  $\mathcal{O}$ ン 定め 第四 以下 12 限 技術基準 る。 5 +  $\mathcal{O}$ ħ 乗用 一条 月  $\mathcal{O}$ た衝突被害軽 お \_  $\mathcal{O}$ 車 (以下こ 規定に 日以降に適用 で施行規則 11 (施行 て 車線逸脱警報装置に係る保安基準」 ょ  $\mathcal{O}$ 規 減 条に 則 ŋ 平 で定め で定め  $\mathcal{O}$ 制 成二十 Z 動制 他 お  $\mathcal{O}$ れ い 環境保全上 御装置 るべ るも 7 る -六年 ŧ 「バ きも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 準 二月 ス 等 に に係る保安上又 (以下こ  $\mathcal{O}$ 限 لح 十三日  $\mathcal{O}$ る。 技術基準 して定め V) لح  $\mathcal{O}$ 11 う。 項 以 又は 降 から トで施行 5 は バ び 適用 で ス 同 あ

附則第八条の六の三第十項を次のように改める。

10 た車両 ら三百 項の 定め た車 び 同 + 適 車 条の るも 用 一日 規 条 両総重量が 安定性 定  $\mathcal{O}$ 五 逸脱警報装置 規定に 十万円 「まで に  $\tilde{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 衝 n 定に 適用 突被害軽減 る 限 べ 制 を控除 きも 行 ょ に ょ 御装置に係る保安基準、 る わ *b* ŋ 9 平 平成二十八年二月 n に係る保安基準  $\bigcirc$ ンを超え二十 成二十 で初 たときに限 ては と 制 して得た額」 動 L て定め 8 制御装置及 当該取得が平成三十年 七 て新規登録等を受け 年 八 5 ŋ  $\vdash$ とする。 月  $\mathcal{O}$ れ 以下 同 び 11 た衝突被害軽 <del>--</del> 日以降 項中 ず 同条 車線逸脱 日 ħ 以降に適用さ  $\mathcal{O}$ にも  $\mathcal{O}$ トラ 「取得価 規定によ 適用 るも 適合 警報装置 ックであ +減 額 す 制  $\mathcal{O}$ さ 月 Ź り平  $\mathcal{O}$ れ 動 れ とあ 取得 を備 制 るべ t る 0 <del>--</del> 成二十 日 御 ベ  $\mathcal{O}$ て、 装置 きも に係 きも える る  $\mathcal{O}$ から平成三十 うち、  $\mathcal{O}$ 道路運送車両 は、 る第 ŧ に 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ と 係 年 と 車 L 匹 四十 る保 (施行規則 取得価 両 7 7 月 安定 安基 定め 一条第 定 一年三月 \_ 8 日 法 額 準 第 以 6 ら 及 兀 カュ で

全上 項に 附 則第  $\mathcal{O}$ お ラ ラ ンを超えるバ 平 技 ツ ツ 11 成 術 八条の六 ク 基準で 三十 「車線 に、 あ 0 ス 等」 施行 の三第十三項を同条第十四項と 年三月三十 逸脱警報装置」 て 「車線か は 規 を 平 則で定め 成 らの 「バ ス等及 日 逸脱に対する安全性 لح る 年 4 11  $\mathcal{O}$ · 月三十 う。 び車 下  $\mathcal{O}$ に を 両総重量が三・五ト に係る保安上又は 「車線逸脱警報装置 車 旦 į 両 総重量  $\mathcal{O}$ 向 を 同条第十二項 上を図 加 え が 八 公害防 [るため ンを超え二十二トン 同  $\vdash$ に係 項 を超 中 を の装置 同 る保安基 止 「車両 定え二十 その 条第十三項と |総重 他 以 準  $\mathcal{O}$ 量 下 この に改 以 が 下

同 条第 + \_\_ 項 を同 条第十二項と Ļ 同条第 + 項 0 次 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

11 基準 られ 第 額 t 十月三十一日 以降に 四十 装置を備えるもの 車 から三百五十万円を控除  $\mathcal{O}$ た 両 の取得に  $\mathcal{O}$ 車 \_\_ 総 低重量が ずれ 適用 条 両 安定性制  $\mathcal{O}$ 「までに 係る第四十一条第 にも適合するも されるべきも 規 二 十 ト 定に 行わ 御装置に係る保安基準及 ょ (施行規則で定めるも ŋ ン 平成二十七 を超え二十二ト れたときに限  $\mathcal{O}$ して得た額」 とし  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項の うち、 て定めら 年九 規定 り、 とする。 車 月 以下 同  $\mathcal{O}$ Oれ 両安定性制御装置及 \_ 適用 項中 に限 た衝 U 日 同条 以  $\mathcal{O}$ 降 トラ る。 突被害軽減 に 取得  $\mathcal{O}$ に 9 規定に 適 11 ツ 用 価 で ク て 額 は、 初 3 で 8 制 ょ れ あ 当該 Ű 動 とあ て新 ŋ る 0 衝 て、 制御装置に 平成二十 ベ きも 取得 規 る 突被害軽 登録等  $\mathcal{O}$ 道 路  $\mathcal{O}$ が 運送 平 应 لح を受け 係る 減 年 成三十年 取得価 制 車 兀 7 保安 動制 月 定 両 る 法

## 附則

(施行期日)

第一条 この 条例 は、 平成三十 年 应 月 \_\_ 日 カン 5 施行 する

(事業税に関する経過措置)

第二条 新条例」 施行日前に 施施 別段の 行 とい 日 開 定め う。 始 と いう。 た事業年度に係る法 が あるも  $\mathcal{O}$ 規定中 以後  $\mathcal{O}$ に開始す を除き、 法 人の 事 業税 この 人 る事業年度  $\mathcal{O}$ 事業税 に 条例による改 関 す ĬZ. K Ź 係 部 0 労は る法 VI 正後 て は、 人  $\mathcal{O}$ の奈良県 事業税に  $\mathcal{O}$ な お 条例 従 、税条例 前  $\mathcal{O}$ 施行 0  $\mathcal{O}$ 例 い に 7  $\mathcal{O}$ 以 適用 ょ 日 る。 下 以

第三条 して課 不動産取得 新条 ずべ き不 税に 例  $\mathcal{O}$ 動 規 9 定中 産 11 7 取 は、 得 不動産取得税 税 な に お従前 0 11 て適用 に  $\mathcal{O}$ 関する 例 による。 施行 部 分 は、 日 前 施行  $\mathcal{O}$ 不動 日 産 以  $\mathcal{O}$ 後 取  $\mathcal{O}$ 得に 不 動 対 産  $\mathcal{O}$ 取 て 課す 得 に 対

(不動産取

将税に

関する経過措置)

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 行日以 自動 車 新条  $\mathcal{O}$ 後 取得に 0 自 例 動 附 対 車 則 第  $\mathcal{O}$ L て課する自動車取得税に 取得に対 八 条の 六の三第九 して課す べき自 項 カュ ら第十 つい 動車取得税 て \_ 項ま は で及 な 12 お 0 従 11 び第十三項 前 て適用し  $\mathcal{O}$ 例 に  $\mathcal{O}$ る。 規定 施行 日 は 前 施  $\mathcal{O}$ 

改 (奈良県 歪 企 業立 地 及 Ű 宿泊施設誘致を促進するため  $\mathcal{O}$ 県税  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 する条例  $\mathcal{O}$ 

第五条 七 奈良県企 年十二月奈良県条例第二十三号) 業立 地 及 CK 宿 泊施 設 誘 致を促  $\mathcal{O}$ 進 部 す を る 次 た  $\mathcal{O}$  $\aleph$ ょ  $\mathcal{O}$ 県 う に 税 改  $\mathcal{O}$ 正 す 例 に 関 7 る 例